

大刀洗町告示第53号

平成29年第15回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年12月1日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成29年12月6日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

黒木 徳勝

森田 勝典

林 威範

平田 利治

松熊武比古

長野 正明

平田 康雄

高橋 直也

平山 賢治

花等 順子

山内 剛

○応招しなかった議員

議事日程 (第 1 号)

平成29年12月 6 日 午前 9 時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③第61回町村議会議長全国大会の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第 4 議案第32号 大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

日程第 5 議案第33号 大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第 6 議案第34号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第35号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第37号 平成 2 9 年度大刀洗町一般会計補正予算 (第 4 号) について

日程第10 議案第38号 平成 2 9 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程第11 議案第39号 平成 2 9 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第12 議案第40号 平成 2 9 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③第61回町村議会議長全国大会の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第32号 大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

日程第5 議案第33号 大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第6 議案第34号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第35号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第37号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

日程第10 議案第38号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第39号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第40号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（12名）

1 番 安丸眞一郎	2 番 黒木 徳勝
3 番 森田 勝典	4 番 林 威範
5 番 平田 利治	6 番 松熊武比古
7 番 長野 正明	8 番 平田 康雄
9 番 高橋 直也	10番 平山 賢治
11番 花等 順子	12番 山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安丸 国勝	副町長 ……………	中山 哲志
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	川原 久明
税務課長 ……………	山田 恭恵	健康福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	重松 俊一	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	野口 学	子ども課長 ……………	松元 治美
会計課長 ……………	佐田 裕子	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
住民課長 ……………	矢永 孝治	総務課企画監 ……………	田中 豊和
財政係長 ……………	早川 正一	総務係長 ……………	堀内 智史

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は12人です。ただいまから平成29年第15回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、9番、高橋直也議員、10番、平山賢治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） じゃあ改めまして、皆さん、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。どうぞよろしくお願いたします。

12月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成29年12月1日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でございました。山内議長及び執行部側から川原総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思っております。議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は12月6日から15日までの10日間と決定いたしました。

会期10日間の内容でございますが、まず本日は、議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきます。

7日は、総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。

8日は、休会といたします。

9日は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

10日、11日は、休会といたします。

12日は、全員協議会を開催いたします。これは自由討議でございます。

13日、14日は、休会といたします。

15日は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようにここにお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から12月15日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

請願の付託報告を行います。本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告をいたします。

平成29年第15回大刀洗町議会定例会

請願付託表

平成29年12月6日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第3号	年金制度の改善に関する請願書	総務文教厚生委員会

○議長（山内 剛） 次に、監査委員より、平成29年8月末日、9月末日、10月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第61回町村議会議長全国大会の報告をいたします。

第61回全国議長大会が、渋谷区のNHKホールで、29年11月20日から22日、3日間の日程で、22日に実施されました内閣総理大臣代理大島衆議院議長の来賓祝辞を受けたところです。

東日本大震災及び熊本地震からの復旧復興と大規模災害対策の確立に関する件、地方創生のさらなる推進に関するほか3件を特別決議しました。

九州地方における交通網の整備促進に関する要望、議員の成り手確保に関する重点要望を採択

しました。

最後に、元総務大臣増田寛也氏による「地方自治を実り豊かに」という講演で終了しました。大規模災害に対して、国と地方が一体となって本格的な復旧復興の取り組みを加速させ、人口減少の克服と地方創生を実現するために、都市と農山漁村の共生し得る社会を進めていくことが重要であることを感じたわけでございます。

日程が前後しますが、地方自治法施行70周年記念式典が、11月20日、東京国際フォーラムで天皇皇后両陛下御臨席の上、執り行われました。野田総務大臣の式辞に始まり、地方自治功労者表彰に引き続き、安倍総理大臣、両院議長、最高裁判所長官の祝辞を賜り、地方公共団体代表の決意表明で終了しました。

式典後、地方自治法70年の歴史と展望、人口減少社会における地方自治制度のあり方についてのテーマでシンポジウムが、NHK福岡放送局長をコーディネーターとして5人のパネリストで行われました。

以上で、議長大会の報告を終わらせていただきます。

次に、委員会所管事務調査の報告をお願いします。

まず、議会改革特別委員会において、長野正明前委員長より辞任届が提出されたことに伴い、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。議会改革特別委員会の委員長に高橋直也議員、副委員長に平田利治議員が互選されました。

以上、報告します。

次に、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。閉会中の委員会活動報告を行います。

総務文教厚生委員会は、10月25日午前9時30分より、全員出席のもと委員会を開催し、今後の委員会活動及び次年度の活動計画について審議しました。

まず、大堰小学校の大規模改修工事が完了したこともあり、年度内に視察を実施することとしました。

また、委員会では、これまでPTA役員など各種団体との意見交換会を取り組んできましたが、今回、委員から消防団との意見交換会の実施の要望もあり、年度内実施に向けて、現在内容及び日程調整をしているところです。なお、消防・防災に関する委員の共通理解のため、担当課への所管事務調査について、意見交換会前に実施予定にしております。

次年度の計画は、引き続き学校教育関係及びごみ問題をテーマに、先行自治体の取り組みについて調査研究を行うこととしております。新年度早々の委員会で具体化していく予定にしております。

簡単ですが、以上で総務文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） それでは、建設経済委員長の黒木徳勝です。閉会中の委員会の報告をいたします。

建設経済委員会は視察研修を行いまして、期日は10月の24日と25日に、1泊2日で鹿児島県鹿屋市に視察に行ったところです。出席者につきましては、委員5名、議長1名、それと事務局2名、8名で行ったところです。

24日の1日目につきましては、やねだん集落というようなところで、これは自治活動というようなことをございます。20年前、300人程度の人口で、20年を迎えたところです。その地域は、中山間地域で限界集落予備軍というようなことで、非常にもう人口が減っておるといような状況をございます。そういう中で、自立するまでの20年間の活動の研修を行ったところ

です。
まず、1人の50代だった豊重哲郎さんというリーダーによって、自分たちのことは市からの補助金はなしで、自立する活動を集落で実行するというものでした。そして現在は、2016年3月末では278名、120世帯です。

まず、例えて、まず耕作放棄地を耕し、サツマイモを植え、焼酎をつくる。そして、「やねだん」という銘柄で焼酎を販売を行う。また、空き家を利用して、アーティスト等を、芸術家等を招いて、地域に住んでいただいております。現在7人の方が住んでおられるというようなことです。そして、韓国のトウガラシ等を輸入し、そして作付し、それを乾燥させて販売する。そして財源を当てたり、また牛のふん尿から出る悪臭の微生物を用いて改善したり、年寄りのひとり暮らし等の通報装置を設置したり、また葬儀につきましても自分たちの公民館において実施するなど、いろんなことについて集落の活動をしております。その20年間の総括的な考え方で一番やっぱりうれしかったことということにつきましては、まず、「住民が納得した上で自立と実行に向かってきたらろう」というようなことで、まず地域づくりは、「みんなが主役」という言葉で「地域づくりの原点がある」というようなことを言っておられました。

そういうことで、私たちは帰ってきて、大刀洗町でも自分たちの集落でできるものを見出して、できるものから手始めに計画・立案していかがかというふうな考え方で、まず、現在4校区で地域づくりは行っております。当町としては、形態は違いますけれども、地域づくりはみんなが主役ですので、今後の参考にすべきだというのを意見も出しました。

また、例えば、今村教会を生かした自主財源づくり、また、6次産業等で専門業者と提携してブランドが作れるんじゃないかというアイデアも出たところです。

そして、2日目につきまして説明いたします。

2日目は、鹿屋市のPFI事業について視察をしたところです。ここは昭和30年代に建設された市営住宅が老朽化して、空き地に40戸の鉄筋コンクリート7階建てを建てるということで、現在建設中であります。市といたしまして、PFIによって市営住宅の整備をするというようなことです。

まず、目的といたしまして、1番目に、子育て支援住宅の整備の概要と事業の経緯。2番目に、PFI法をうまく活用する。3番目に、公民連携の必要性。4番目に、実践から学ぶこと。5、今後の計画ということについて意見交換を行いまして、当市の目的は、まず、子育て支援住宅をします。その中に学童施設、それとママカフェといいますか、そのものを併設しております。そういう中で、契約金額は10億1,077万3,079円ということで契約されております。

そういう中で、意見交換の中で、やはり民間のノウハウを活用して、公共サービスの質の向上を図るというふうなことを判断し、当町においても、今後参考にすべきだというふうに思うところです。

以上、簡単ですけれども、報告といたします。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） 平山です。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査等。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行につきまして、156号は定例会閉会后、6回の会議を開き、編集・校正作業を行い、10月27日に発行いたしました。次号157号の編集及び発行につきましては、12月4日に委員会を開き、日程、担当等について協議を行ったところであります。1月下旬の発行を目指しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは、閉会中、13件の記事を更新しております。本会議、委員会の案内と結果、行政視察に関すること、委員会活動に関すること、その他であります。インターネット中継、フェイスブックページとも、今後とも制度の周知、住民意見の聴取など、所管事項として検討を行います。また、議会のホームページにつきまして、コンテンツの充実や整理にも取り組みたいと考えております。

3、その他議会の広報に関する活動。12月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。

4、研修につきまして、11月17日、県町村議長会主催の広報研修会が開催され、委員会5名と事務局1名で参加したところであります。グラフィックデザイナーの長岡光弘氏より、議会だよりのあり方と効果ある編集の手法について研修を受けました。午後からは、県内10町村の議会広報誌に対し個別のクリニックをいただき、当町議会だよりは、表紙のレイアウトの改善、見出しやリードの整理、インターネットとの連携、住民意見への議会からの回答の必要性などに

ついて指導いただきました。御指摘いただいた点を、次号より反映させるよう努めてまいります。

5、視察受け入れについて。10月17、8日に福島県川俣町及び長崎県諫早市議会より、11月16日に熊本県西原村議会より視察にお越しいただきました。当方の活動状況を説明するとともに、双方の経験や課題を交流したところであります。年明け1月、2月にも視察のお申し込みをいただいております、当町のPRにも努める所存であります。

以上、議会広報委員会の報告を終わります。

○議長（山内 剛） これで議長報告を終わります。

町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、平成29年第15回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には師走に入り公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、早いもので本年も残すところあとわずかとなりました。この1年間を振り返りますと、まず思い起こされますのは、やはり7月5日に起こりました九州北部豪雨でございます。本町では人的被害はありませんでしたが、家屋の浸水や道路の冠水等に加え、農作物等を中心に被害が生じております。また、避難勧告や避難指示に伴い、約200名の方が一時避難をされるなど、改めて自然災害の恐ろしさと、町の防災対策の必要性について痛感した一年でございました。

また、近隣の朝倉市、東峰村では、かつて経験したことのないほどの甚大な災害となり、発災直後から消防団、町職員、社会福祉協議会職員などを派遣し、支援を行ってまいりました。まだまだ復興には時間を要しますが、被災地の一日も早い復旧復興を心から願っております。

こうしたことから、今年度の住民協議会では、昨年度に続き、「防災」をテーマに協議を進めています。委員の皆様には、今回の九州北部豪雨の経験を踏まえ、より自分ごととして防災について意見を出していただき、今後の町の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

さて、今年度の地方創生関連事業についてですが、定住促進住宅スカイラーク上高橋事業については、来年4月の入居開始に向けて、建設工事も始まり、入居者募集も順調に進んでいるほか、空き家バンクを新設するとともに、12月からは、役場駐車場を活用したパークアンドライド事業も開始しております。

また、大刀洗小学校の運動場芝生化や大堰小学校校舎の改修工事も完成し、その他の事業も順調に進捗しております。

さて、今回上程しています議案のうち、条例関係では、大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてのほか、条例の制定1件、条例の一部改正3件を、また予算関係では、一般会計補正予算のほか、特別会計の補正予算3件を上程しております。このうち、一般会計補正

予算の補正の主なものは、歳入では、ふるさと応援基金の増加に伴い1億円の補正を、歳出では、障害児童通所支援費1,537万円、各保育園運営費3,020万円等の補正を計上しております。いずれも重要な案件を上程しておりますので、慎重に御審議いただき、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第32号 大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第4、議案第32号大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課、重松でございます。

それでは、議案第32号大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、議案書2ページをご覧ください。

条例の説明を行います。

名称が、大刀洗町議会の議決すべき事件に関する条例。

趣旨、第1条、この条例は地方自治法第96条第2項の規定に基づき、大刀洗町議会の議決すべき事件を定めるものとする。（議会の議決すべき事件）。

第2条、議会の議決すべき事件は、本町の総合計画の基本構想の策定、変更または廃止とする。

附則、この条例は平成30年1月1日から施行するという内容でございます。

提案理由としましては、本町では第4次総合計画を約9年前の平成22年3月に策定しております。以前は、市町村が定める総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが地方税法で義務づけられていましたが、国の方針であります地方分権の施策として、地域主権改革のもと、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。要するに、総合計画を策定する場合に、総合計画の基本部分である基本構想を策定するかしないか、また策定した場合に、議会の議決を経るかどうかは、市町村の独自の判断に委ねることになりました。

そこで、今回、第5次総合計画の基本構想策定に向け、地方自治法第96条第2項に基づき、町議会で議会の議決すべきものとして、総合計画の基本構想の策定、変更、廃止について定めるものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 議案第33号 大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第33号大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第33号大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について説明させていただきます。

提案理由としましては、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、それに伴い、農業委員会の委員の公選制が議会の同意を要する市町村長による選任制に改められ、委員の定数を地域の実情に応じて政令で定める基準に従い、条例で定める必要があること。また農業委員会の委員とは別に、現場活動を担うため、農地利用最適化推進委員が新設され、その定数に関して条例で定める必要があるためでございます。

またなお、本条例の制定に伴い、不要となる条例を附則で廃止いたします。

次のページをお願いいたします。

大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例、本文でございます。

まず趣旨、第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、大刀洗町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

定数、第2条、農業委員の定数は11人とする。

第2項、推進委員の定数は8人とする。

附則でございます。

施行期日1、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置2、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律、附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により農業委員が在任する間は、この条例の規定は適用しない。法改正前の委員が在任する場合は、この条例は適用せず、委員の任期満了後から適用するということでございます。

続きまして、3、次に掲げる条例は廃止する。

- 1、大刀洗町農業委員会の選挙による委員定数条例。
- 2、同じく選任による委員の議会推薦に関する条例。
- 3、同じく選任による委員の団体推薦に関する条例。

法改正前の公選及び議会推薦、団体推薦の条例を廃止いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 新しく農業委員、それから推進委員の制定がなされるわけですが、農業委員に関しましては、男女共同参画の観点からですとか、女性農業委員を増やそうということで、議会推薦などでなかなか公選で女性委員さんが上がってきませんので、議会推薦などで女性を農業委員に推薦しておりました。

今度、町長の任命になってまいりますと、その女性の農業委員になられるというか、何かとても不確実な感じがしてまいりますと、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、花等議員の質問にお答えいたします。

女性の農業委員さんの任命について難しい面があるのではないかとということですが、今回の改正法に当たっては、女性の委員さんに当たっても積極的に選任をするようにというふうな趣旨が加えられております。これに基づいて、地域への推薦のお願いをして、地域から推薦していただいて、候補者の方については上がっていただくことを想定しておりますが、女性また青年の方ですね。若手の方の推薦を強くお願いするように考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 趣旨はそうでありましても、現実としてなかなか上がってこない実情があるだろうと思います。ですから、今、校区割りも、校区から人数の制定もなされているようですので、校区から1人は女性とか青年というの、またこれも理想はとていいんですが、現実問題として、中心の働き手の人が今も、今度の農業委員さんも認定農業委員の中からというのが重視されておりますけれども、そういう人たちはとても忙しくて、何で俺たちがこんなことせないかんかというような声も聞こえてくる中で、理想と現実がとても厳しいんじゃないかと思うんですね。そういう中で、女性の登用というの、実際問題としては難しい、とても厳しいものになるだろうと思います。それで、せめて校区から1人は女性を出すとか、そういうことを内々に決めておいてほしいなというふうに思うんですが、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 校区からお一人、女性に上がってきていただくようにしてはどうかという質問でございますが、基本的には、そのように求めていきたいというふうに考えております。まだ具体的にお願ひするルートであるとか手段とかまで、ちょっと考えきっておりませんところもあります。先ほど御質問のありましたように、現実的には、女性の方が上がってくるのがちょっと少ないというか、難しい面がございますので、そういったところに配慮をして、多くの女性の方に候補に上がっていただくように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 構想はあるようですので安心いたしました。その選考、今までは農業委員は割り当て地区回りみたいな風習がありました。言ったら、大字本郷ですと、東本郷、南本郷、西本郷、それが順番に回って、今回は東本郷とかですね。そういうときには、区長さんが中心になって人選をなさっていたようですが、今度は校区全体から選ばれてくるということになりますので、選考委員の作り方が問題になってくるかと思ひます。だから、従来のやり方ではなくて、広く人材を求めるといふ意味では、選考委員の制定をしっかりとさせていただきたいと思ひます。

○議長（山内 剛） 回答はよかですか。

○議員（11番 花等 順子） はい。

○議長（山内 剛） 次、7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野です。この農業委員の定数が、今、推薦も含めて17名だと思ひますけども、大刀洗町で農業委員の定数を11名とされた根拠といひますか、それと推進委員の8名ですね。この2点について、まずお答え願ひたいと思ひます。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 長野議員の質問にお答えします。

農業委員の定数を11名、推進委員の定数を8名とした根拠についての御質問でございます。

まず、今回の改正においては、農業委員の数を半数程度とし、その分を推進委員で補って、ほぼ同数程度にするというニュアンスが含まれております。そういったことを考えまして、まず11名と8名で19名、2名の増で体制強化を図りたいというふうに考えております。

それぞれの定数の根拠ですけれども、まず現在の校区ごとの人数、大堰5、本郷5、大刀洗4、菊池3に対応しまして、大堰、本郷、それから大刀洗に3名ずつ、菊池に2名ずつ、これは農地面積を考慮してござひます、で11名。推進委員に関しては、校区全体に関して活動していただく必要もあろうと考えまして、各校区2名ずつで8名。農地面積に関しては、菊池は少ないということになりますけれども、耕作放棄地等は菊池は多少多うござひます。ということで、2名、

2名、2名。全て2名ということにさせていただきました。

また、農業委員の数を半数程度にするという法律の趣旨に関しましては、委員会を起動的に開催できるようにという趣旨でございます。これに関しては、現在本町の農業委員は17名いらっしゃいますが、ほぼほとんど欠席なく全員出席で会議が開催できております。ということで、半数までにする必要はないと考え、今までの人数割を勘案して、そのような校区ごとに考えて11名とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 総数では、推進委員も含めると2名の増ということですが、今回の農業委員の任命に当たっては、当然町長が任命して、議会に同意を求めるという形になるわけですが、先ほどの花等議員の質問でありましたように、各校区それぞれ定数を定められておりますが、その中で女性委員、女性の委員さんですね。認定農業者が過半数という要件、まあ例外もありますけど、大刀洗町は、認定農業者については過半数の要求を満たしているのか満たしていないのか、答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 長野議員の質問にお答えします。

今度の法改正に従いまして、農業委員の過半数を認定農業者から選ばなければならないという規定がございます。これに関しましては、まず、本町の認定農業者の方は110名ほどいらっしゃいます。ただ、現実問題、他の市町村でも問題となっておりますけれども、ばりばりと農業をしていらっしゃる認定農業者の方が農業委員さんになることができるのかという懸念はあっております。そのところは認定農業者のみならず、営農法人の役員でもかえることができるというふうな規定もございますので、認定農業者の会、また営農法人の役員の皆様に就任をお願いしたいというふうに考えております。認定農業者が過半数というのは、新制度に移行してからの話ですので、過半数を満たせるように推薦をお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そういうことであれば、女性の委員も含めて、地域の中から条件もつけて推薦をしていただくという形になるかと思っておりますが、逆に、本部のほうで選考をされて任命をするという形もあり得ると思っておりますが、どちらの方法、まあ従来は公選制ですから、地域の中で選任をされて出てきておりましたから、地域の中で条件をつけて推薦をお願いするというのが、一番従来のやり方に沿った形だろうと思っておりますが、基本的に選出の方法ですね。任命をするまでの選出の方法については、具体的にどういうふうにお考えでありますか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） どういうプロセスを経て任命をするかという御質問でございますけれども、これに関しては、先ほど申し上げましたが、地域からの推薦を基本としますが、長野議員のおっしゃったとおり、ある程度条件をつけさせていただいて、こういった方を推薦いただけないだろうかというお願いをすることになるかと思えます。あくまで公選制は廃止されて、町長による選任ということになりますので、ある程度あの方を推薦していただけないだろうかといった話もあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今度の改正で、非常に今、農村社会の抱える課題解決のためにも、特に推進委員の役割は非常に大きいと思っております。そういう意味で、スムーズな選任、任命ができて、選出ができるようにお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかがございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 仕事の内容でございますが、農業委員と推進委員の方は同じような仕事を担ってもらうというふうに、先日の全協の中では私はそういうふうに理解したんですが、名称が違いますよね、肩書が農業委員と農用地適切化推進委員という。仕事内容は違ってくるんじゃないかと思うんですが、そこはどうなるんでしょうか。農業委員さんは農業委員としての仕事をし、推進委員さんは何か推進委員の特別の仕事があるのか。もうこれを一緒にしたところで、皆同じような仕事分担にされるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、花等議員の質問にお答えします。

農業委員と推進委員の仕事内容についてでございますが、もともと農業委員に関しては、農業委員会総会において権利同等の意思決定をします。推進委員に関しては、主に現場活動、農地の集約化であるとか耕作放棄地の解消をするというふうな法律のたてつけになっておりますけれども、現在、大刀洗町の農業委員さんにおかれましては、もちろん現場活動も十分になさっております。今の農業委員さんが、今度の法律で分けられた感じになっている農業委員と推進委員さんの仕事を十分になさってあるということです。これが十分にできていない農業委員会が多いから、農業委員と推進委員を分けるといった趣旨がこの法律にはございますが、大刀洗町においては、今現在も十分に現場活動をしていただいておりますので、農業委員さんに関しても新体制以降後も十分な現場活動をしていただき、推進委員さんに関しても同じ現場活動をしていただくとともに、農業委員会総会にも毎回出席を求めることを考えております。同じように仕事をしてい

ただいて、同等の身分、同様の活動をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第34号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第34号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。山田税務課長。

○税務課長（山田 恭恵） おはようございます。税務課の山田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第34号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、平成29年法律第2号地方税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、大刀洗町税条例を改正する必要があるためでございます。

内容の説明をいたします。

3枚目の新旧対照表をご覧くださいませ。中段以降の附則、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等第5条の中で、「控除対象配偶者」という文言がアンダーラインで2カ所ほど出てまいります。こちらを「同一生計配偶者」と改めます。

2ページ目をご覧くださいませ。附則、この条例は、平成31年1月1日から施行いたします。

以上で、議案第34号の提案理由並びに内容の説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第35号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第35号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案内容及び提案理由を説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員とは別に現場活動を担うため、農地利用最適化推進委員が新設され、その報酬に関して条例で定める必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。新旧対照表をお願いいたします。失礼いたしました。

条例中、別表第1、第2条関係でございます。左側の新しい欄でございますが、上から7段目ですね。農業委員会会長、それから副会長、農業委員会委員とありますが、その下に農業委員会農地利用最適化推進委員、年27万3,100円と入れさせていただきます。

前のページ、条例の内容に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行をいたします。先ほど申し上げましたとおり、推進委員さんに関しては、農業委員さんと同等の仕事、同等の立場で活動いただくことを想定しておりますので、農業委員さんと同額で提案をさせていただきます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第36号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第36号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第36号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案内容及び理由を説明いたします。

まず、提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する条項の整理を行う必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてということで、1条中、29条

を第35条に改める、第2条第5号中、第29条を第35条第1項に改めるということでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

次のページ、新旧対照表をお願いいたします。

この条例に関しては、農業委員会の求めに応じて証人として出席した方の実費弁償を定めるものでございますが、その条例中、目的の第1条、この条例は、地方自治法第207条、農業委員会等に関する法律第35条その他法令または条例の規定による証人等の実費弁償について規定することを目的としており、第2条、定義として、この条例において証人等とは次に掲げる者をいうということで、第5号に農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭したものであるということで、それぞれ29条を引用していたものを、第35条及び第35条第1項に直し、条項の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで10時5分まで暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午前9時53分

.....

再開 午前10時05分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き、再開させていただきます。

日程第9. 議案第37号 平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第37号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 総務課の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について、補正予算書のほうで御説明をさせていただきます。

補正予算書（第4号）の表紙をお開きください。

議案第37号平成29年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,653万5,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億380万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出の9ページのほうから御説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

9ページの歳出からでございますが、今回の補正の主なところを御説明させていただきます。

1款1項1目の議会費につきましては、主に職員の手当等ですが、11節需用費、議会だよりの印刷費として、これはページの増分等で5万6,000円の計上をしております。

次に、2款1項1目総務管理費の一般管理費につきましては、職員給与等ですので、説明を省かせていただきます。

10ページです。10ページの2款1項5目財産管理費でございます。補正額4,800万、25節積立金です。ふるさと応援基金積立金として4,800万円を増額補正をしております。

次に、8目電算事務費については、234万円の減で組んでおりますが、これは国民年金の情報電子媒体化システム改修委託料が補助対象となりましたので、この後で説明します3款1項14目のほうに組み替えるものでございます。後で説明をさせていただきます。

次に、11目校区センター管理費につきましては、13節委託料、校区センターのトイレ改修基本設計委託料を38万9,000円上げております。これは大堰校区センター以外のトイレの障害者対応の洋式化を図るための設計委託料です。

次に、18目地域ブランド推進費でございます。補正額として27万9,000円。これは東京で行われました全国町村会「町イチ！村イチ！」のイベントの旅費等で、これは町村会のほうから100%補助をされるものでございます。

次に、19目ふるさと応援寄附事業につきましては、補正額5,314万5,000円。主なものとしまして、13節委託料のほうに、ふるさと応援寄附事務委託料として5,200万円計上をしております。先ほどの基金とあわせて1億円となっております。

次の2款2項1目税務総務費につきましては、職員給与等ですので、次の11ページをお願いいたします。

11ページの2款2項2目賦課徴収費でございます。13節委託料、購買物件鑑定委託料として50万円。これは不動産購買をするための鑑定委託料を計上しております。

次に、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費については、これも職員給与手当等ですので、説明を省かせていただきます。

次のページの12ページをお願いします。

12ページのほうの3款1項1目社会福祉総務費につきましても、給与手当等ですので、次の2目の障害児者自立支援費のほうをお願いいたします。13節委託料として、障害者自立支援給付支援等システム改修委託料。制度改正に伴うもので、56万4,000円を計上しております。

次の20節扶助費でございます。これは障害者（児）介護訓練等給付費、障害児通所支援費等、利用者あるいは利用料の増に伴い、今回あわせて2,032万4,000円を増額補正を計上しております。

次のページをお願いいたします。

次の23節償還金・利子及び割引料につきましては、28年度分の額が確定しましたので、28年度分を変換金として計上をしております。あわせて1,011万4,000円となっております。

次に、3款1項7目のひとり親家庭等医療費につきましては、補正額82万円。これは、主に20節扶助費のひとり親家庭等医療費給付費等の医療費等の増に伴う補正となっております。

次の11目国民健康保険費です。国保会計繰出金職員給与等分として、268万1,000円を繰出金として計上をしております。

12目後期高齢者医療保険費でございます。補正額1,710万2,000円。これは、19節負担金補助及び交付金で1,500万ほど、それから、28節繰出金として207万3,000円を減額補正をしております。これは、29年度の額の確定により今年度の額が確定して減額となっております。

次の14目国民年金事務費でございます。これは、先ほど当初説明しました国民年金システム改修委託料のほうをこちらのほうに、補助対象となりましたので組み替えておるものです。あわせて200万4,000円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページの3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額3,250万5,000円となっております。主なものとして、13節委託料のほうで、子ども子育て支援システム制度改正対応業務委託料として18万8,000円。これは処遇改善加算変更等に伴うものの電算改修費です。それから土地購入に係る測量等委託料。これは、本郷保育園の土地購入に係る測量委託として76万7,000円を計上しております。

次に、15節工事請負費。児童遊園遊具撤去工事請負費として、鳥飼区と山隈の分で18万円。

それから、次の19節扶助費でございます。大堰保育園ほかのあわせて3保育園の運営費として、今回3,020万3,000円を増額で計上をしております。

次の23節償還金・利子及び割引料でございます。これは28年度分額が確定したため、あわせて116万2,000円を返還するものでございます。

次の2目児童措置費につきましては、児童手当分として87万5,000円を扶助費で計上をしております。

次の15ページをお願いいたします。

15ページの4款1項1目保健衛生総務費につきましては、職員給与等ですので、説明を省きます。

16ページをお願いいたします。

16ページの4款2項2目塵芥処理費でございます。補正額192万1,000円。主なものとして、11節需用費、ごみ改修ポリ袋作業作成費で、これは作成に3カ月ほど要しますので、7月までの分を今回補正で計上をしております。

それから、13節委託料。甘木・朝倉・三井環境施設組合外部処理運搬委託料として35万3,000円。これは今、サン・ポートの2つの炉のうち、1つを改修するというので、その間、そこで処理できない分をグリーンヒル宝満まで運送するための運搬委託料となっております。

次の5款1項1目農業委員会費及び3目の農業総務費についても職員給与等ですので、次の17ページをお願いいたします。

17ページですが、5款1項9目農業農村整備費でございます。19節負担金補助及び交付金、農業用施設災害復旧工事補助金ですが、7月5日に起こりました水害後の土砂の浚渫費等を、受益面積に応じて今回計上をしております。17万8,000円となっております。

次の10目農村環境整備費です。19節負担金補助及び交付金で、暗渠排水促進支援事業補助金ですが、国庫補助が減額になり、その分を県の補助として596万6,000円計上をしております。

次に、12目北部地区補助整備事業費として、これは負担金補助及び交付金の59万9,000円、運営費を減額して、14節使用料及び賃借料のほうの会計賦課システム使用料のほうに組み替えをしております。

それから、7款1項1目土木総務費についても給与等ですので、次の18ページをお願いいたします。

18ページの7款3項2目公共下水道費。これは、下水道事業特別会計の繰出金として8万7,000円。

次の7款5項1目住宅管理費につきましては、11節需用費、本郷団地の2棟分を改修する予算として145万4,000円を計上しております。

7款6項1目都市計画管理費として、補正額105万5,000円。これは13節委託料、22節補償補てん及び賠償金ですが、道路後退に係る測量調査委託料、移転補修費等が予定より2件追加ということで、その追加分の補正を上げさせていただいております。

次の8款1項2目非常備消防費でございます。9節旅費ですが、これは7月5日に起こりました九州北部豪雨に伴い、7月9日から17日まで、それから23日と10日分の旅費等の費用弁償、それから防災合同訓練、9月10日に行いましたものをあわせて、今回61万4,000円

計上をしております。

次の9款1項2目事務局費につきましても給与等ですので、次の19ページをお願いいたします。

19ページの真ん中あたりですが、9款2項小学校費の1目一般管理費でございます。11節需用費につきましては、各小学校の補修費として今回不足しておりますので50万円。それから12節の役務費。これはマイクロソフトオフィス等のライセンス料として、職員分の140万9,000円を計上をしております。

それから、9款3項1目一般管理費につきましては、中学校費でございますが、11節需用費、中学校補修費が、これも不足しておりますので、50万円を計上をしております。

次に、2目の大刀洗中学校費でございます。これは、11節需用費を8節報償費のほうに組み替えております。報償費のほうでキャリア教育講師謝金ということで、将来設計のためのゲストティーチャー等の講師謝金ということで、今回組み替えをしております。

3目教育振興費、13節委託料。学力検査委託料ということで、中学生の全学年分の学力検査委託料として132万6,000円が計上をされております。

次のページですが、9款5項1目社会教育総務費につきましては給与等ですので、3目の中央公民館費です。主なものとして、15節工事請負費。空調・照明・施設更新工事費として896万円。これは中央公民館のロビー、1階、事務所等の空調、それから大ホールの照明等が故障しておりますので、特に照明等は修理がきかないということで、今回工事をするものです。

次に、21ページをお願いいたします。9款6項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金として全国大会出場費補助金。今回、バドミントン・ソフトテニスあわせて3名分を計上しています。

3目勤労者体育センター管理費につきましては、11節需用費、修繕料として屋内のベンチ、引き戸あるいは鍵等の修繕のための29万2,000円が主なものです。

14目運動公園管理費につきましては、18節備品購入費の屋外太陽光時計購入費として、66万8,000円を計上しております。

以上が、主な歳出です。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページからが歳入でございますが、6ページのほうは13款国庫支出金、それから、次の7ページが14款県費支出金となっております。これは、今説明しました歳出の財源を款ごとに計上をしております。6ページの国庫支出金につきましては、総額3,646万2,000円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。7ページのほうが県の支出金ですが、あわせて1,951万

1,000円を歳入に計上をしております。

次に、8ページをお願いいたします。16款1項1目一般寄附金でございます。2節ふるさと応援寄附金ということで、今回1億円の歳入増を計上をしております。これはふるさと応援寄附金ですが、今年度の状況、それから昨年度からの今後の見込み、または新規の返礼品の実績から推計して、今回1億円の増を計上をしております。

18款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として1,970万5,000円を計上しております。

次に、19款3項1目の雑入です。これは、一般廃棄物運搬費保証金ほかで85万7,000円を計上をしております。

以上で、一般会計の補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野です。歳出の9ページと10ページですけども、一般管理費でいろんな職員の給与等手当がございますけども、地域手当は大堰洗町には制度はございませんけども、どちらかに出向された職員の分だろうと思っておりますけど、この地域手当の説明ですね。

それと、11目ですね、10ページの。校区センタートイレ改修の設計委託。これは大堰の憩いの園と説明があったように思いますが、これは障害者のためのトイレ改修と理解しますが、この校区センターのトイレ改修は、随時4校区とも、じゃあ、そういう障害者のためのトイレ改修が行われるのか。大堰の場合はどういう理由で改修委託の予算が上げられているのか、説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 川原総務課長。

○総務課長（川原 久明） 長野議員の質問にお答えします。

2点あったかと思いますが、1点目の地域手当につきましては、現在、県の支援課のほうに1名行っておりますので、その職員分の地域手当となります。

それから、もう一点のトイレにつきましては、私が説明がちょっと間違っていたかと思いますが、大堰以外ということで、その内容については、地域振興課長のほうから御説明いたします。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課、重松でございます。

御質問の10ページ、校区センター管理費の校区センタートイレ改修基本設計委託費38万9,000円。これにつきましては、大堰交流センターにつきましては、もう最も遅れてできた最新の分ですので、障害者用トイレ及びトイレについては、もう改修する必要はないと思っておりますので、残りの3つですね。本郷ふれあいセンター、南部コミュニティーセンター、菊池の就

業改善センター、この3つのトイレ及び障害者トイレの改修をするための設計委託費ということでの委託費として、38万9,000円を計上しております。29年度に委託をしまして、できれば30年度に徐々に改修をしていきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 私が説明をちょっと勘違いしております、大堰以外の校区センターのトイレの改修ということですが、なぜ今の時期にということ。地域からの要望とか、学校関係もトイレとかいろいろ要望でていますけども、何で今の時期なのかということで説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 本来であれば、29年度当初に計上すべきでございましたけども、町としては、30年度設計の31年度実施ということで考えておりましたけども、やはり地元、地域からの要望が強く、特に古いトイレ、就業改善センターとか南部コミュニティーにつきましては、利用するに当たっての苦情というか、不便が非常に大きく声が聞こえてきましたので、30年度に工事をするに当たり予算設計をするためには、やはり29年度に設計が必要ということで、今回12月の補正予算に計上させていただいているところでございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） ということは、30年度で残りのその3校区、大堰以外は、トイレの改修は実施されるということですかね。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） できれば3つ一緒に行いたいとは考えておりますが、やはり工事費等がございますから、最優先すべきところを最優先にしていって、順次改修していきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 優先順位をつけられるということですが、じゃあ、その順番は今お答えできますか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） やはり現状及び設計を見て予算を立てないと、優先順位及び順位はちょっと説明できませんので、また来年度の新年度予算のときに御説明したいと考えております。

○議長（山内 剛） 次、林議員。

○議員（4番 林 威範） 14ページの3款2項1目20の保育園の運営費の扶助費なんですが、3,020万上がっておりますが、この追加された理由というのを教えていただけますか。

例えば、子供が増えたとか、保育士が増えたとか、その他の要因なのか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 林議員の質問にお答えいたします。

運営費ですね。扶助費のほうの追加の分に関してですが、0歳時の運営費がどうしても一月20万程度になっておりますので、1名増えただけで240万の運営費の増という形になっております。そのため、当初組んでおりました人数よりも未満児の人数が多かったということで、運営費のほうも追加しております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。林議員。

○議員（4番 林 威範） それでは、別の質問ですが、19ページの中学校費の中の委託料で、学力検査委託料が全学年という説明がありましたが、これは何か急にテストをすることになったんですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 林議員の質問の実力テストについてですが、中学校からの要望等もございまして、今行っている到達度テストなりでは、実際の実力、今のテストの状況で志望校に入る確率等がわからないようなテストになっておりますので、そういった明確な判定が出るようなテストを、子供たちに全学年1回受けさせるということで補正しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 今の説明だと、じゃあ今まで受けていたのではわからないので、わかるようなテストに変えるということは、何かほかのところを削るんですか。それとも、ただこれは追加。来年度からはテストの内容は、前のやつはやめて、新しいやつにするんですか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今までのテストは行いますが、この公開実力テストのほうを追加するような形で、1回テストの回数が増えるという形になっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 何か今までのテストが余り意味がなかったというふうにとれるんですけど、それは違うんですね。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 今回受けるテストは、あくまでも志望校を子供たちが選んで、その判定ができるようなテストを行うという形です。今まではどれぐらい自分が、何というんです

かね、とれるかというだけの判定のテストでしたけれども、志望校を見据えた自分が行きたい学校に、実際には何%ぐらい合格する確率があるのかというのまで出るようなテストを1回追加しております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 17ページの農村環境整備費の596万6,000円ですね。これにつきまして、暗渠排水ですね。暗渠排水事業が15万ぐらいかかって、11万が国から来るというようなことで、個人負担分ですね。それを町と個人が払うということで、大体2万円ずつだったかと。ちょっと数字は別といたしまして、4万円ぐらひ払って、2万、2万を個人が払うということでしたが、県が今まで県単位はなかったですよ。その分の県が担当、1万円やるというようなことですから、それを少しと具体的、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 黒木議員の質問にお答えします。

暗渠排水促進支援事業補助金についての質問でございます。先ほど川原課長の説明にもありましたが、国庫補助分が減額された分を県単事業で補うというような形になっておりますが、実際の内容としては、今年度に暗渠排水の工事を約60ヘクタールほど行います。今から行うところですが、その暗渠排水の工事をした圃場に、さらに農業者自身が弾丸暗渠という排水作業ですね。それを行って、弾丸暗渠排水工事の効率を高めた作業をしたところに対して、10アール当たり1万円を県単の補助で行うというものであります。国庫補助事業の減分を補うということでもありますけれども、そういった内容で農業者に交付されるものでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ということは、この暗渠排水事業もしてから、別に結局弾丸排水もしなさいというような、セットで県がやるというようなことですかね。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 暗渠排水の工事の効率、効果を高めるために、農業者の方に弾丸暗渠等の作業を行っていただいて、それをしていただいたところに対して交付をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 何かわけのわからんごととして、わかるごとあるばってん、通常暗渠排水をして、またそのプラスアルファで弾丸排水をするということは、工事そのものが、個人は

結局今までなら、暗渠排水したところは2万円でもいいものか、それとも何か1万円、私は県から1万円来たから、せんでよかというようなことも聞いておりますが、そこについては具体的にどういうふうになっているとですか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 申し訳ありませんが、暗渠排水の個人負担分とかについては、まだよく確認ができておりません。後日確認してお答えをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 例えば、こういうこと、私が言っているのは。大体16万ぐらいかかるというようなことじゃったでしたよね、一旦。そしてから国が11万払うと。それで、その残りのものを町と個人が払うというようなことで、大体2万円ちょっとを負担金として出すということで、それについて2万円出すようにしてございましたけれども、県単が結局この弾丸排水すると、1万円の補助金はいいですよというようなことで、個人負担が1万円というようなことも、ある程度生産から聞いておりますので、それを後で結構でございますので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 森田でございます。

14ページの児童福祉総務費なんですけど、土地購入に係る測量が載っていますね、76万7,000円というような。これは、土地そのものはどの場所かと、何の目的でそういうのをやるのか、ちょっと教えてください。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 12月2日の全員協議会のほうで御説明いたしました、本郷保育所の県道沿いにある田んぼのほうとなっております。大体面積が1反切れるぐらいの998平米です。一応今回測量させていただいて、購入した後、その後、社協さんのほうにお貸しするという形になります。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 10ページの歳出で、歳入も関係ございますけども、18目の地域ブランド推進費。町長は、ブランドは大刀洗町の製品のブランド化ということで、非常に熱心に取り組んでありますけども、この全国町村会「町イチ！村イチ！2017」、この内容ですね。内容の説明と、ここの費用と、歳入のほうで雑入で同額ほど歳入がございますけども、これは参加助成金ですからね。ここの何ですか、やり取りちゅうか、予算のやり取り、どういう、参加助

成金はどこから出るものかですね。この助成金を使って参加費が捻出されとるだろうと思いますけども、その部分。それと、町村会の「町イチ！村イチ！」の事業の内容ですね。それを説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） それでは、長野議員の御質問にお答えします。

まず、10ページ18目の地域ブランド推進費。この9節旅費23万6,000円のうちの18万5,000円と費用弁償5万1,000円につきましてです。

まず、この内容につきましては、12月の2日、3日、先週の土曜、日曜でございますけども、東京有楽町の国際フォーラムというところにおきまして、全国の町村から約300市町村ほどが出店をしまして、そこそこの市町村の特産物及び移住等のPRをしております。

この旅費につきましては、まず18万5,000円につきましては、職員2名と地域おこし協力隊、計3名の旅費でございます。費用弁償の5万1,000円につきましては、町内の企業の社長も参加しましたので、その分の旅費としての費用弁償でございます。

次に、12節役務費4万3,000円。これにつきましては、町内の産品、農産品からアルコール等の産品の購入及び運搬費等でございます。この費用につきましては、全国町村会から県の町村会を通じて、全額かかった費用については、町のほうに入るような形になっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 全国からいろんな産品を、広くPRをするということのようですが、ちょっと驚いたのが、今の課長の説明で、12月の2、3日に、もうこれはあっているわけですね。予算はまだ通っていないのに、執行はされておると。以前もそういうことございましたけれども、その部分の説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 大変申し訳なく思っております。本来9月の補正に計上すべきでございましたけども、12月になってしまったことをお詫び申し上げます。ただ、この事業につきましては決定事項でございましたので、本当に早めにすべきところではございましたので、大変申し訳ございません。反省します。

○議長（山内 剛） ほかに。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 12ページ、障害児者自立支援費の中で、障害児通所支援が1,500万、補正が上がっております。これも当初予算でもかなり大きな数字が上がっておりまして、8,000万以上に合計するとなるんですが、これは障害者の自立支援法ができて、自治体におりてきた分だと思んですが、具体的にこの通所支援はどういう事業が行われているん

でしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 今回の障害児通所支援として、約1,500万円増額補正をさせていただいておる次第でございます。これにつきましては、教育委員会、子ども課さんを中心としまして巡回相談等を行っておりますけれども、それによりまして、発達障害等を含めてニーズがどうか、受給者が大変増えている状況でございます。それで、放課後デイサービスの利用が、昨年度に比べまして約10名増加しておる状況でございます、児童発達支援の利用も増えているような状況でございます。

中身につきましては、近隣の筑前町や久留米市の北野町のほうにあります放課後デイサービス等の利用が増えているというものが中身でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 想像はついてはいたんですが、あまりにも金額が大きいから、やっぱり。どれくらいの対象者がわかりますか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） ちょっと今、手元に資料ございませんので、また最終日等で御回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） よろしいですか。

○議員（11番 花等 順子） はい。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第38号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第38号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 健康福祉課の平田でございます。

では、お手元の資料の表紙をお開けください。

議案第38号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

内容の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,976万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,552万9,000円といたします。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

では、予算書の6ページをお開きください。

1款1項1目につきましては、人件費でございます。人事異動等に伴う変更でございます。

続きまして、1款2項1目の賦課徴収費の役務費でございますけれども、3万円でございます。コンビニ収納手数料の増額でございます。

続きまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますけれども、19節で1億円の増額をさせていただいております。理由といたしましては、入院の医療費の増ということで、月平均でございますけれども、入院者の数が約10名ですね。入院日数につきましては、月額で約200日ということで、月平均で約1,000万ないし1,500万ぐらいつの増額が、支出が昨年に比べまして増えている状況でございますので、今回1億円の増額をさせていただいております。

続きまして、同じく3目一般被保険者療養費でございますけれども、これも150万の増額をさせていただいております。

次ページ、7ページをお願いいたします。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございますけれども、同じく2,400万円の増額をさせていただいております。

続きまして、人件費を飛ばしまして、8款2項2目の保健事業費でございます。償還金・利子及び割引料でございますけれども、平成28年度の国庫並びに県費の保健指導に関する事業の返還金が、それぞれ28万9,000円ずつでございます。合計57万8,000円でございます。

続きまして、9款1項1目の一般被保険者保険税の還付金でございますけれども、100万円の補正をさせていただいております。

続きまして、歳入のほうをお願いいたします。

5ページをお開きください。

4款1項1目の国庫の療養給付費等の負担金でございますけれども、4,016万の追加補正でございます。

続きまして、県費でございます。

7款2項1目の定率交付金の1、1節の現年度分でございますけれども、療養給付費の負担金が1,129万5,000円でございます。

9款1項1目、一般会計からの繰入金でございますけども、国保の職員給与費の繰入金でございます268万1,000円でございます。

10款1項1目の繰越金でございますけども、7,562万5,000円の追加補正とさせていただきます。

御審議いただきまして、最終的には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第39号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第39号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、予算書の表紙をお開きください。

議案第39号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,445万2,000円とします。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

では、予算書の6ページをお開きください。

歳出のほうでございます。

1款1項1目の一般管理費でございます。職員給与関係でございますけども、これは、4月の人事異動に伴います予算の変更でございます。

続きまして、1款2項1目の徴収費の部分でございます。12節役務費でございますけども、3万5,000円の補正でございます。納付書送付料2万6,000円、コンビニ収納手数料9,000円を追加補正させていただきます。

続きまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節でございますけども、105万円の減額でございます。これは、保険基盤安定負担金の平成29年度分の額が確定するものによるものでございます。

続きまして、次ページ、7ページをお願いいたします。

3款1項1目の保険料還付金でございますけれども、過誤納金の還付金として20万6,000円、同じく2目の還付加算金でございますけれども、2万4,000円の追加補正をさせていただきます。

では、歳入のほうでございます。

5ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金の事務費の繰入金でございますけれども、102万3,000円の減額でございます。合わせて2目保険基盤安定繰入金のほうでございますけれども、105万円の減額でございます。

続きまして、5款2項1目保険料還付金としまして20万6,000円、同じく2目の還付加算金2万4,000円でございますけれども、この2つにおきましては、広域連合からのほうからの収入ということになっております。

御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第40号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第40号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書を1枚おめくりください。

議案第40号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,075万8,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の説明をさせていただきます。

まず、2款公共下水道費であります。2款1項1目一般管理費でございますが、2節から

19節は給与等でございますので、説明を省略させていただきます。

23節償還金・利子及び割引料でございます。こちら下水道の使用料で、人員変更等による過年度の還付金額が今年度は増加しております。そのために予算不足としまして、20万円増額で計上させていただいております。

続きまして、予算書の5ページをお開きください。

歳入の説明をさせていただきます。

歳入は、4款1項1目の一般会計繰入金、1節で8万7,000円計上しております。こちら一般会計の公共下水道分の繰入金として計上させていただいております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時00分
